

公 告
平成30年12月3日

周南市緊急通報システム事業及びもやいネットセンター夜間対応
業務に関する公募型プロポーザルの実施

周南市緊急通報システム事業及びもやいネットセンター夜間対応業務について、
公募型プロポーザルを実施するので、本業務の実施要領に基づいて、次のとおり公
告する。

周南市長 木 村 健 一 郎

記

1 業務の概要

(1) 業務名称

周南市緊急通報システム事業及びもやいネットセンター夜間対応業務

(2) 業務の目的

日常生活に不安のあるひとり暮らしの高齢者又は身体障害者等(以下、「対
象者」という。)に対し、緊急通報システムを設置することにより、緊急事
態等の発生時に適切な対処をするとともに、安否確認及び各種相談等を行い、
対象者の生活支援と在宅福祉の増進を図る。

(3) 業務内容

別紙「周南市緊急通報システム事業及びもやいネットセンター夜間対応業
務委託仕様書」のとおり

(4) 委託期間

2019年4月1日から2024年3月31日まで

(5) 履行場所

周南市内一円(大津島を含む。)

2 参加資格

本プロポーザルに参加をしようとする者は、次に掲げる参加資格要件を全て満
たしていること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項及び第2

項の規定に該当しない者であること。

- (2) 会社法(平成17年法律第86号)第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始、破産法(平成16年法律第75号)第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者でないこと。
- (3) 参加表明書の提出の日から契約締結までの間において、指名停止の措置を周南市から受けていない者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (4) 周南市入札契約からの暴力団等排除要綱(平成24年周南市要綱第37号)別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。
- (5) 平成30年12月1日時点において、「平成30・31年度周南市競争入札等参加資格者名簿(業務委託)」に登録されている者であること。
- (6) 本市と同程度、もしくはそれ以上の人口規模の自治体における緊急通報システム事業・夜間対応業務に携わった経験があること。

3 参加手続

- (1) 担当部局(書類の提出先及び問い合わせ先)

〒745-8655 山口県周南市岐山通1丁目1番地

周南市役所福祉医療部地域福祉課(担当 角田・石飛)

電話 (0834) 22-8404

FAX (0834) 22-8396

E-mail fukushi@city.shunan.lg.jp

- (2) 実施要領・仕様書、参加表明書等の入手方法

周南市ホームページからダウンロードするか担当部局で交付する。

URL <http://www.city.shunan.lg.jp/>

- (3) 実施要領・仕様書等に係る質問書

ア 質問方法

【様式1】プロポーザル質問票を電子メールにより提出する。なお、提出後は必ず電話により受信確認を行うこと。

イ 受付期間

平成30年12月3日(月)9時から平成30年12月7日(金)正午までとする。(ただし、9時から17時まで、最終日は正午までとする。)

ウ 提出先及び受信確認先

(1)に示す場所とする。

エ 回答方法

平成30年12月12日(水)以降に周南市公式ホームページに掲載する。

(4) 参加表明書の提出

ア 提出方法

郵送又は持参

イ 提出期限

平成30年12月17日(月)正午必着とする。

ウ 提出場所

◆ 郵送の場合 〒745-8655 周南市岐山通1丁目1番地
周南市地域福祉課もやいネットセンター担当 宛

◆ 持参の場合 周南市地域福祉課もやいネットセンター担当
(市役所1階19番窓口)

エ 参加資格確認結果

参加表明書提出者に対し、参加資格確認結果を通知する。

※電子メール、ファックスでの提出は受け付けません。

※郵送による場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等により申込書類等が提出先に到達しなかったことによる異議を申し立てることはできません。

(5) 企画提案書等の提出

ア 提出期間

平成30年12月21日(金)から平成31年1月11日(金)正午までとする。(受付時間帯は、土日祝日を除く9時から17時まで、最終日は正午までとする。)

イ 提出方法

郵送又は持参

ウ 提出場所

◆ 郵送の場合 〒745-8655 周南市岐山通1丁目1番地
周南市地域福祉課もやいネットセンター担当 宛

◆ 持参の場合 周南市地域福祉課もやいネットセンター担当
(市役所1階19番窓口)

エ 提出部数

9部(正本1部、副本8部)

4 審査の手続き及び受託候補者の選定

提出された企画提案書等の審査は、周南市が設置する「周南市緊急通報システム事業及びもやいネットセンター夜間対応業務プロポーザル審査委員会」が行い、

最も評価の高い事業者を受託候補者として選定する。

(1) 第1次審査（書面審査）

企画提案書の提出者が4者以下の場合には、第1次審査は実施しない。

(2) 第2次審査（プレゼンテーション・ヒアリング審査）

日程 平成31年 1月29日(火)（予定）

5 契約方法

受託候補者と周南市との協議が整い次第、契約を締結するものとする。ただし、受託候補者が参加資格要件を満たさないこととなった場合及び失格事項に該当した場合は、契約を締結しない。また、受託候補者と契約締結に至らなかった場合には、次点者と協議を行うものとする。

契約手続き及び契約書は周南市契約事務規則（平成15年周南市規則第51号）の定めるところによるものとする。

6 その他

(1) 企画提案書の作成及び提出、その他プロポーザルに要する経費は、原則として参加者の負担とする。

(2) 次に該当する提案は無効とする。

ア 提案を行った事業者が、参加資格要件を満たさなくなった場合

イ 提出書類に不備又は虚偽の記載等があった場合

ウ 実施要領等で示された提出書類について、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 審査の公平性に影響を与えるような不誠実な行為があった場合

オ ヒアリング等を開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合

カ 見積金額が実施要領に示した事業規模（提案上限額）を超える場合

キ 公告及び実施要領等に違反すると認められた場合

ク 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合

(3) 提出期限後における参加表明書、企画提案書等の差し替え又は再提出は認めない。

(4) その他詳細は、実施要領による。